

入所

ご利用いただける方

- 要介護1から5と認定された方
- 病状が安定した方

介護老人保健施設は利用者様にとって生活の場であり、退所後の在宅における生活の場を、整えるお手伝いをします。

入所の期間中、専門スタッフによる医療支援のもと、生活に必要な介護、栄養管理、リハビリの提供を行い、在宅復帰に向け支援します。

短期入所

短期入所療養介護

ご利用いただける方 要介護1以上と認定された方

介護予防短期入所療養介護

ご利用いただける方 要支援1・2と認定された方

御家族の急な用事などで、在宅で介護が一時的に出来なくなった場合などにご利用頂けます。入所中も看護、介護、栄養管理、リハビリなどのサービスを提供します。

居室 4人部屋

冷暖房、ナースコール、整理ダンス、完備



ホール 兼 食堂

レクレーションや朝の体操、朝・昼・夕の食事を皆で楽しめます。



入浴

座位での入浴や、横(ストレッチャー使用)になっての入浴も出来ます。



談話コーナー

担当者と会議や、ご家族との一時を過ごす場です。表紙の眺望はここからです。



診察

医師による新規利用時の診察や、定期的な回診を行います。



リハビリ体操

介護職員によるリハビリ体操を提供します。



理学療法

在宅復帰を見据え、間接の拘縮などを予防するリハビリテーションです。



作業療法

大正琴演奏を取り入れた、リハビリテーションです。



作業療法

認知症の予防を行う、リハビリテーションです。



食事について

糖尿病食、腎食、減塩食、心臓食などの

治療食も提供しています。

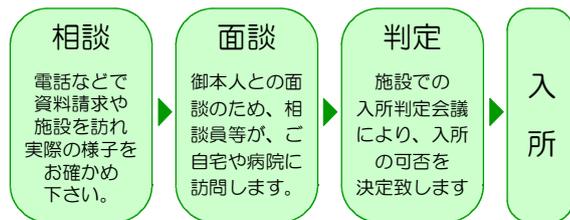
調理形態はp7を参照下さい。



行事食例

季節も味わっていただける様、行事食への工夫も大切にしております。

入所までのながれ



入所を希望される方へ

- ①相談員がご本人・御家族の方から、現在の病状や御家族の状況などを伺った上で入所判定会議を行い、入所の適否を決定致します。
- ②入所決定後、本施設への入所に関する契約を交わします。その際、持ち込み物品など、詳しく説明致します。
- ③入所後、ご利用者様一人ひとりの状態に合わせた生活プラン(ケアプラン)を立案致します。このプランに沿ってご支援していきます。

ご利用金額

● 介護度毎の1日または1回あたりの基本利用費用(介護保険分)

サービス内容	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
基本ケア料金	多床室	771円	819円	880円	931円	984円
	個室	698円	743円	804円	856円	907円
サービス提供体制加算	18円					
夜勤職員配置加算	24円					
栄養マネジメント加算	14円					
介護職員処遇改善加算	介護保険分の2.9%					
短期集中リハ加算	240円(入所から3ヵ月以内)					
療養食加算	6円/回(1日に3回を限度)					

モデルプラン 86歳 Aさん(介護度3、多床室)の場合

● 介護度毎の介護保険分

基本ケア料金 多床室	880円 × 30日 =	26,400円
サービス提供体制加算	18円 × 30日 =	540円
夜勤職員配置加算	24円 × 30日 =	720円
栄養マネジメント加算	14円 × 30日 =	420円
短期集中リハ加算	240円 × 20回 =	4,800円
介護職員処遇改善加算	954円 =	954円

● 居住費・食事等分

第2段階の場合	33,300円
1ヶ月の利用料は、約	¥67,134円

(介護保険分 ¥39,834、居住費・食事等分 ¥33,300)

- ※ ①利用開始より1ヶ月以内は、初期加算費(1日あたり30円)がかかります。
 ②介護職員処遇改善加算の833円は1ヵ月分です。

● 居住費・食事・日常生活費分

多床室(4人部屋)の場合

段階	居住費	日常生活費	食事代	計
第1段階	0円	350円	300円	19,500円
第2段階	370円	350円	390円	33,300円
第3段階	370円	350円	650円	41,100円
第4段階	370円	350円	1,680円	72,000円

個室の場合

段階	居住費	特別室料	日常生活費	食事代	計
第1段階			350円		
第2段階	490円	540円	350円	390円	53,100円
第3段階	1,310円	540円	350円	650円	85,500円
第4段階	1,310円	540円	350円	1,680円	116,400円

※ 居住費、食事代については、所得状況に応じて、4段階に分類されます。住所地の市町村に申請し市町村より「介護保険負担限度額認定証」を交付してもらってください。

スタッフ構成

職種	人数
医師	内科 1人
	リハビリ 0人
看護	看護師 15人
	准看護師 5人
理学療法士	4人
作業療法士	3人
薬剤師	0人
管理栄養士	1人
栄養士	0人
介護福祉士	24人
介護士	10人
相談員	2人
介護支援専門員	1人

H30.4.1 現在

理学療法士とは

医師の指示のもと、寝返る、起き上がる、立ち上がる、歩くなどの日常生活を行う上で基本となる動作の改善と維持を行う職種です。

作業療法士とは

医師の指示のもと、日常生活活動や手芸・絵画・園芸といった作業活動を用いて認知機能の改善と維持を行う職種です。

管理栄養士とは

医学や臨床面などの高度な専門知識で、利用者様一人ひとりの病状や体質など、様々な要素を考慮した栄養指導や給食管理を行う職種です。

介護福祉士とは

専門的知識と技術をもって、高齢者様や身体が不自由な方の、心身の状況に応じた介護を行う事と、ご本人やご家族に対して介護に関する助言を行う職種です。

社会福祉士(相談員)とは

福祉関係の法律および制度や、それに基づく福祉サービスなど、援助が必要な御本人やご家族に対して、相談支援するための職種です。

介護支援専門員とは

介護認定を受けたご本人やそのご家族からの相談に応じ、その心身の状況に応じて適切なサービスを利用できるよう市町村や介護事業者などとの連絡調整を行う職種です。通称ケアマネといわれます。

※ 以上の専門スタッフで、入所の皆様の医療・介護・栄養をご支援致します。

その他

散髪について

ご本人やご家族から散髪を希望される場合、毎週木曜日に契約している理容師が本苑にて行います。散髪料は1,000円で自費となります。

歯科治療について

ご本人やご家族から治療や義歯の修理・製作を希望される場合、毎週火曜日に契約している歯科医師が本苑にて診療致します。

オムツ等について

オムツや歯ブラシ、石鹸、ティッシュなどは日常生活費の中に含まれていますので、ご本人やご家族が苑に持ち込まれる必要はありません。

貴重品について

当苑では貴重品にあたる、現金・指輪・腕時計などの紛失を防ぐため、苑への同品の持ち込みを堅くお断り致しております。ご理解下さいますよう宜しくお願い致します。

※ 以上、詳しくは相談員にご相談下さい。